

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合	月額	772円	_____
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	180円	

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
2 料金額
2-11 その他の機能

区 分			単 位	料 金 額	備 考
(1)～(21) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(22) 波長多重機能	専らIP通信に係る波長と専ら映像通信に係る波長とを多重する機能	アイ以外の場合	月額	655円	_____
		イ 光局内スプリッタにおいて波長を多重する場合	月額	128円	

附 則（令和4年3月31日東相制第21-00110号）

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。ただし、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）第29欄については、届出後、当社の準備が整い次第、実施します。